

京都市伝統産業技術者研修規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月29日

京都市長 梶本 頼 兼

京都市規則第93号

京都市伝統産業技術者研修規則の一部を改正する規則

京都市伝統産業技術者研修規則の一部を次のように改正する。

第9条第1項本文中「に必要な原材料に係る費用」を「の実施に必要な費用の範囲内において別に定める額」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(産業技術研究所工業技術センター)